

公 募 型 企 画 競 争 公 示

次のとおり公募型企画競争に付します。

令和4年12月5日

経理責任者 独立行政法人国立病院機構あわら病院
院長 見附 保彦
(押印省略)

記

1. 競争に付する事項

(1) 件名

給食調理及び食材調達管理等業務委託契約

(2) 委託内容、履行場所及び履行期限

公募型企画競争説明書及び委託仕様書による。

(3) 契約期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 競争方法

公募型企画競争説明書に定める総合評価方式を以って行なう。

交渉権者の決定については、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする）を以って評価するので、参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した見積書を提出すること。

2. 競争に参加する者の必要資格等に関する事項

(1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（平成16年細則第6号。以下「契約細則」という。）第5条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 契約細則第6条の規定に該当しない者。

(3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において役務の提供等のうち「その他」で、それぞれA、B又はCの等級に格付けされ、東海・北陸又は近畿地域の競争参加資格を有する者。

(4) 社団法人メディカル給食協会による代行保証制度への加入、もしくはそれに準じる会社独自の代行保証制度を確立している者。

(5) 請負賠償責任保険及び生産物賠償保険の双方が保証される損害保険に加入している

こと。

- (6) 次の事項に該当する者は、競争に参加させない。
- ①資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
 - ②経営の状況又は信用が極度に悪化している者
 - ③提出期限に遅れた者
 - ④提案書に示された条件に適合しない者
 - ⑤提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない者

3. 提案書及び見積書の提出場所等

- (1) 提案書及び見積書の提出場所、契約条項を示す場所、公募型企画競争説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒910-4272 福井県あわら市北潟238-1
独立行政法人国立病院機構あわら病院 契約係
電話0776(79)1212 内線249
- (2) 公募型企画競争説明書の交付日時
公告日から令和4年12月22日(木)まで(土・日を除く)の
9時00分から17時00分までの間交付する。
- (3) 提案書及び見積書の提出部数
提案書については9部、見積書については1部(通)を提出のこと。
- (4) 提案書受領期限
令和4年12月22日(木) 17時00分
(但し、郵送による提出の場合には、簡易書留によるものとし、受領期限までに必着すること)
※令和4年12月26日(月)15時00分より、入院診療棟6階大会議室においてプレゼンテーションを実施します。
(説明10分、質疑応答5分、合計15分)
- (5) 見積書提出及び開封の日時及び場所(見積書受領期限)
令和4年12月28日(水) 10時00分
独立行政法人国立病院機構あわら病院 大会議室
(福井県あわら市北潟238-1)
(但し、郵送による提出の場合には、簡易書留によるものとし、令和4年12月27日(火)17時00分までに3.(1)の部署に必着すること。)
- (6) その他
提出された提案書及び見積書は返却しない。

4. その他必要な事項

- (1) 競争及び契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金等
免除

(3) 参加者に要求される事項

この競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類として、公募型企画競争説明書に定める企画書等を指定する期日までに提出しなければならない。参加者は、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 競争参加の無効

本公告に示した競争参加資格の無い者の提出した企画書及び見積書、競争参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した企画書及び見積書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約相手方の決定方法

競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該競争参加者の見積価格が契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、業務内容評価点を見積金額で除した数値が高い業者を第一交渉権者とする。

その者が複数の場合は、総合評価方法を以って得られた値が最も大きい事業者から交渉順位を付するものとし、第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。

但し、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行なうことができる。

(7) 契約までに要する費用は、全て各事業者の負担とする。

(8) 詳細は、公募型企画競争説明書による